

プライバシーマーク指定審査機関組織規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条** 本規程は、「プライバシーマーク指定審査機関基本規程」に基づき、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「当協会」という。）が指定審査機関としてプライバシーマーク付与の適格性に関する審査業務を行うために必要な組織及び職制を定める。
- 2** 指定審査機関に関する組織及び職制は、付与機関の定めるプライバシーマーク制度基本綱領その他プライバシーマーク制度に係る規程（以下「付与機関規程」という。）、当協会の定款及び当協会規程に特別の定めがある場合を除くほか、本規程の定めるところによる。

(用語及び定義)

- 第2条** 本規程において使用する用語及び定義は、本規程で定めるもののほか、「プライバシーマーク指定審査機関基本規程」において使用する用語等の例による。

第2章 プライバシーマーク審査会

(審査会の設置)

- 第3条** 当協会は、審査業務の公平性を確保するため、当協会内にプライバシーマーク審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の所掌業務)

- 第4条** 審査会は、以下の事項につき審議を行う。
- (1) 審査機関としての運営に関する方針の決定及び審査業務の見直しに関すること
 - (2) 付与適格性審査の手續及び審査業務に関する規程、手順等の制定改廃を行うこと
 - (3) 付与適格性審査（再審査の場合を含む）において付与適格決定又は否認の決定を行うこと
 - (4) 付与適格決定に係る異議申出の審議・答申を行うこと
 - (5) 個人情報の取扱いにおいて、個人情報の外部への漏洩その他本人の権利利益の侵害（以下「事故等」という。）が発生した場合の当該事業者への

措置等の決定を行うこと

① 付与事業者からの事故等の報告に対する注意、改善勧告等の決定

② 申請者又は申請を検討する事業者からの事故等の報告に対する付与適格性審査の申請が出来ない期間等の決定

(6) 付与機関規程に基づき、付与機関への報告を行うこと

(7) その他審査会が必要と認める事項

(審査会の構成)

第5条 審査会は、3名以上の個人情報取扱い及び保護について知見を有する外部の者（以下「外部有識者」という。）と、当協会の専務理事及び常務理事により構成ものとする。この場合にあつて、専務理事又は常務理事に欠員があるときは、会長が定める者をもって充てるものとする。

2 審査会の委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

3 次の各号に定める事由があるとき、会長は審査会委員の任を解き、新たに委員を委嘱し理事会へ報告しなければならない。

(1) 審査会委員に事故あるとき

(2) 審査会委員の業務の継続が困難であると思われたとき

(3) 審査会委員から退任の申し出を受けたとき

4 前項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の委員長)

第6条 審査会の委員長（以下「委員長」という。）は審査会委員の互選により選任する。

2 委員長は、審査会の議長となり、指定審査機関の業務を総理する。委員長がその業務を行うことが困難な場合は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行することができる。

(審査会の招集)

第7条 審査会は、原則として3ヶ月に1回を目処に開催するものとし、審査会委員長が招集する。

2 前項の招集にあたっては、原則として会議の7日前までに書面をもって通知する。

3 前項の書面には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 審査会の日時

(2) 審査会の場所

(3) 審議事項

(理事会への報告)

第8条 審査会は、本審査の結果、その他決議した事項について理事会へ報告しなければならない。

(審査会の決議)

第9条 審査会は構成員の過半数の出席をもって成立し、出席した構成員の過半数をもって決議する。ただし、当該決議について可否同数の場合には、委員長の決するところによる。

2 当該決議案件に利害関係を有する構成員は、その案件に限り決議に加わることはできない。

(秘密保持義務)

第10条 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協力等の要請)

第11条 審査会は、審議対象事項を審議するために必要があるときは、総務委員会に対し意見その他必要な協力を求めることができる。

第3章 プライバシーマーク審査室

(審査部門の設置)

第12条 当協会は、当協会内に付与適格性審査業務以外の業務が審査業務の公正な実施及び信頼性の保持に支障を及ぼさないよう独立したプライバシーマーク審査室（以下「審査室」という。）を設置する。

2 審査室は、審査室長、プライバシーマーク主任審査員及び審査員並びに審査員補で構成する。

(審査室長の職務)

第13条 協会の代表者（以下「会長」という。）は、プライバシーマーク指定審査機関基本規程第17条により指名した審査業務管理者を審査室長に任命し、審査室長は審査室で行われる付与適格性審査の業務を監督するものとする。

2 審査室長は、審査会の同意を得て、審査室により処理する審査業務及びその手続に関する細則、手順及び様式書類を定めることができる。

(審査室の業務)

第14条 当該申請者の付与適格性審査を行うこととなった審査員（以下「審査

担当」という。)は、別途定める規程及び規則に従って以下の業務を処理する。

- (1) 付与適格性審査の申請の受付及び申請書類の受理事務。
 - (2) 文書審査及び現地審査に関する業務及び審査に係る書類の管理。
 - (3) 審査料等付与適格性審査に係る費用の請求事務。
 - (4) 審査会の運営事務に関すること。
 - (5) 申請者に対し、申請手続等の説明、相談及び PMS 構築等の指導を行うこと。
 - (6) 付与機関が定める「プライバシーマーク付与に関する規約」第 5 章における申請者及び付与事業者の事故等の報告の徴求及び調査並びに注意、勧告等の措置に関すること。
 - (7) 申請者及び付与事業者からの異議の申出に関すること。
 - (8) 申請者及び付与事業者に係る消費者からの苦情及び相談に関すること。
 - (9) 個人情報保護及びプライバシーマーク制度に係る広報に関すること。
 - (10) 付与機関への報告に関する業務を行うこと。
 - (11) その他、指定機関に関する業務を行うこと。
- 2 審査担当は、付与機関により認定された審査員資格を有する者しか行うことが出来ない。

第 4 章 改 定

(改定)

第 15 条 本規程の改定は、審査会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

(施行日)

第 1 条 この規程は、平成 17 年 5 月 17 日から施行する。

第 2 条 この規程は、平成 21 年 9 月 15 日から施行する。

第 3 条 この規程は、平成 24 年 3 月 21 日から施行する。

附則 (平成 25 年 7 月 17 日)

この改正規程は、平成 25 年 7 月 17 日から施行する。